

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 28 号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和 53 年岩手県規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第30条 法及びこの規則により、<u>知事等</u>に提出する書類は、<u>知事に提出する場合にあっては局長を、所管する広域振興局長に提出する場合で広域振興局総合支局の所管区域に係るものであるときにあっては所管する広域振興局総合支局長を経由しなければならない。</u></p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、<u>直接広域振興局長に提出するもの</u>にあっては1通、<u>所管する局長又は広域振興局総合支局長を経由して知事等に提出するもの</u>にあっては2通とする。</p>	<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第30条 法及びこの規則<u>(前条を除く。)</u>により、<u>知事に提出する書類は、所管する局長を経由しなければならない。</u></p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、<u>直接知事又は局長に提出するもの</u>にあっては1通、<u>所管する地方振興局長を経由して知事に提出するもの</u>にあっては2通とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の森林組合法施行細則第 30 条の規定は、この規則の施行の日以後に提出する書類について適用し、同日前に提出した書類については、なお従前の例による。